

令和 8 年 8 月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項中の 該当号	備 考
1	備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所	公共ダム工事 （ダム管理用制御処理設備更 新業務委託）	令 和 8 年 8 月 18 日	富士通Japan（株）中四国支社 広島市中区紙屋町 1－2－2 2	12,540,000	本業務は、地震観測設備の更新、新たなNTT通信回線サービスへの移行に伴うダム管理用制御処理設備（以下「ダムコン」という。）の更新であり、適切な演算処理や情報通信を確保するために必要な業務である。 ダムコンは開発メーカー独自のコンピュータプログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、設備の更新を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、本設備の設置業者である富士通Japan株式会社中四国支社を契約相手とするものである。	第 2 号	
2	美作県民局建設部 （勝英地域） 勝英地域工務課工務第 1 班	単県 道路工事（測量調査設 計業務）3-11-53	令 和 8 年 6 月 29 日	（株）大成コンサルタント 美作市明見 3 5 5－1	3,740,000	本箇所は令和 8 年 6 月 2 4 日～2 7 日の豪雨に伴い、2 8 日未明に法面が崩壊し道路へ土砂が流出したため、片側交互規制を実施している箇所である。 本路線である国道 4 2 9 号は、第 2 次緊急輸送道路に指定されているなど重要な路線であることから、早期の規制解除に向けて、法面調査、測量、設計を至急実施する必要がある、指名競争入札に付すいとまがないことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により随意契約をするものである。 当該業者は、現地に精通しており、早急かつ円滑な業務の遂行が可能な唯一の業者であるため。	第 5 号	